

○ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（組合又は連合会の子会社の範囲等）</p> <p>第二十六条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合について の同条第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を 含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（法第十七条 の十四第二項第二号に掲げる組合にあっては、第四号の四から第四 号の七までに掲げる業務に該当するものを除く。）とする。</p> <p>「一〇四の七 略」</p> <p>五 機械類その他の物件を使用させる業務（法第八十七条第三項第 一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務が行われない場合 を除く。）</p> <p>「六〇十五 略」</p> <p>4 法第八十七条の二第二項第二号（法第百条第一項において準用す</p>	<p>（組合又は連合会の子会社の範囲等）</p> <p>第二十六条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〇四の七 同上」</p> <p>五 機械類その他の物件を使用させる業務（農林水産大臣及び金融 庁長官が定める基準により主として法第八十七条第三項第一号又 は第九十七条第二項第一号に掲げる業務が行われる場合に限る。 ）</p> <p>「六〇十五 同上」</p> <p>4 「同上」</p>

る場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする(組合のために行う場合を含む)。

「二〇九 略」

十 機械類その他の物件を使用させる業務(法第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務が行われない場合を除く。)

十一 次に掲げる行為により他の国内の会社その他の団体に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 当該団体に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該団体の発行する社債(令第二十二条第二項第五号イに掲げる短期社債を除く。)を取得すること。

ハ 当該団体の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式等に係る配当を受け取り又は株式等に係る売却益を得ることを目的として当該団体の株式等を取得すること。

ホ 当該団体の発行する信託の受益権を取得すること。

ヘ イからホまでのいずれかに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約若しくは有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約又は外国におけるこれらの契約に類する契約を締結すること。

「二〇九 同上」

十 機械類その他の物件を使用させる業務(農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として法第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務が行われる場合に限る。)

十一 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該会社の発行する社債(令第二十二条第二項第五号イに掲げる短期社債を除く。)を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

「号の細分を加える。」

ホ イからニまでのいずれかに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

〔十二〕二十八 略〕

5 〔略〕

(連合会の子会社となる専門子会社の業務等)

第二十七条 〔略〕

〔2〕4 略〕

5 法第八十七条の二第一項第六号(法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の主務省令で定める会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第九項第二号及び第四十五条第一項第三号において同じ。)に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿(同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。第九項第二号において同じ。)に登録されている株式の発行者である会社(以下この条において「上場会社等」という。)以外の新事業活動(新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。)を行う中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第九項第二号及び第十三項において同じ。)である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日(会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。)以後二十年を経過していない会社とする。

〔十二〕二十八 同上〕

5 〔同上〕

(連合会の子会社となる専門子会社の業務等)

第二十七条 〔同上〕

〔2〕4 同上〕

5 法第八十七条の二第一項第六号(法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の主務省令で定める会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。)に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿(同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。)に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動(新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。)を行う中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十三項において同じ。)である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日(会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。)以後二十年を経過していない会社とする。

6 法第八十七条の二第一項第七号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。

〔一〇十 略〕

7 「略」

8 法第八十七条の二第一項第八号（法第百条第一項において準用する場合を含む。第十二項において同じ。）の主務省令で定める会社は、上場会社等以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

〔一・二 略〕

9 第五項に規定する会社のほか、次に掲げる会社については、法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

一 議決権を連合会若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この号において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は第二十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得された時（当該会社の議決権が当該連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得された時

6 法第八十七条の二第一項第七号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

〔一〇十 同上〕

7 「同上」

8 法第八十七条の二第一項第八号（法第百条第一項において準用する場合を含む。第十二項において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

〔一・二 同上〕

9 第五項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は第二十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該連合会又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新

〔に第五項に規定する会社に該当していた会社であつて、その議決権が当該連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されていない会社〕

二 議決権を特定子会社（法第八十七条の二第一項第六号に規定する特定子会社をいう。以下この条及び第三十七条第三項において同じ。）に取得された時に第五項に規定する会社に該当していた会社であつて、当該議決権を特定子会社に取得されてから七年を経過した日以後にその発行する株式が金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録された場合における当該会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）

10 前項（第二号を除く。）の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第八十七条の二第一項第六号の」とあるのは、「第八十七条の二第一項第七号の」と読み替えるものとする。

11 第九項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項中「第八十七条の二第一項第六号の」とあるのは「第八十七条の二第一項第八号の」と、同項第二号中「会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）」とあるのは「会社」と読み替えるものとする。

12 第五項から前項まで（第七項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社<sup>（法第八十七条の二第一項第六号に規定する特定子会社をいう。以下この項において「新規事業分野開拓会社」</sup>がその取得した第五項に規定する会社若しくは第九項の規定に該当する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」

たに取得されない限り、当該連合会に係る法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

10 前項の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第八十七条の二第一項第六号」とあるのは、「第八十七条の二第一項第七号」と読み替えるものとする。

11 第九項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項中「第八十七条の二第一項第六号」とあるのは、「第八十七条の二第一項第八号」と読み替えるものとする。

12 第五項から前項まで（第七項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社<sup>（法第八十七条の二第一項第六号に規定する特定子会社をいう。以下同じ。）</sup>がその取得した第五項に規定する会社若しくは

という。)、第六項に規定する会社若しくは第十項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社(以下「事業再生会社」という。)、又は第八項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社(以下この項において「地域活性化事業会社」という。)、の議決権を処分基準日(新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日)をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日(当該議決権が第六項に規定する会社(同項第五号又は第六号に該当するものに限る。))の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日)をいう。以下この項において同じ。)、までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社(以下「新規事業分野開拓会社等」という。))は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該連合会に係る法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該連合会に係る同項第七号の主務省令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該連合会に係る同項第八号の主務省令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権が当該処分基準日における基準議決権の数(国内の会社(法第八十七条の三第一項(法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))に規定する国内

第九項の規定に該当する会社(以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。))、第六項に規定する会社若しくは第十項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社(以下「事業再生会社」という。))又は第八項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社(以下この項において「地域活性化事業会社」という。))の議決権を処分基準日(新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日)をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日(当該議決権が第六項に規定する会社(同項第五号又は第六号に該当するものに限る。))の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日)をいう。以下この項において同じ。)、までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社(以下「新規事業分野開拓会社等」という。))は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該連合会に係る法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該連合会に係る同項第七号の主務省令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該連合会に係る同項第八号の主務省令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権が当該処分基準日における基準議決権の数(国内の会社(法第八十七条の三第一項

の会社をいう。第三十二条第一項第五号において同じ。)及び事業再生会社(第七項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。)

一)の総株主等の議決権(法第十一条の八第二項前段(法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する総株主等の議決権をいう。第五十条の三十五第三項及び第五十条の四十五第二項を除き、以下同じ。)に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13 「略」

14 法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一 「略」

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言(前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる国内の会社その他の団体に係るものを主として行うものに限る。)

三 前条第四項第十三号の三に掲げる業務

(法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する国内の会社をいう。第三十二条第一項第五号において同じ。

一)及び事業再生会社(第七項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。)の総株主等の議決権(法第十一条の八第二項前段(法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する総株主等の議決権をいう。第五十条の三十五第三項及び第五十条の四十五第二項を除き、以下同じ。)に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13 「同上」

14 「同上」

一 「同上」

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言(前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うものに限る。)

「号を加える。」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	「15 ～ 20 略」	「15 ～ 20 同上」
--	----------------------	-----------------------